

建設環境委員会

平成30年9月7日（金）

午前10時00分～午後2時47分

議会第4会議室

【出席委員】久米勝博委員長、村岡 卓副委員長、野中康弘委員、山田誠一郎委員、山口弘展委員、平原嘉徳委員、川崎直幸委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 志満建設部長
- ・環境部 喜多環境部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（決算議案審査）

○久米勝博委員長

皆さんおはようございます。ただいまより建設環境委員会を開催いたします。

本日はお手元の次第のとおり、まず、3つの案件について、それぞれ執行部からの説明及び質疑を行いたいと思います。

執行部への提言は11日、来週火曜日に取りまとめる予定となっておりますが、11日の取りまとめを円滑に進めるためにも、本日のうちにある程度委員間討議を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なお、お手元に決算審査に係る意見・提言についてをお配りしておりますが、意見・提言をまとめていく上での視点を示しておりますので、執行部からの説明を受けて自分の意見を整理するためのメモに御利用ください。

それでは、建設部河川浄化対策事業について執行部の説明を求めます。

◎建設部河川浄化対策事業について 説明

○久米勝博委員長

ただいまから、執行部から説明がありましたので、委員の皆様の質疑をお受けいたします。どなたかございませんでしょうか。

○福井委員

1つは参加人数の件ですけど、平成28年度は前年度からすると約6,000人の減になっていると。平成29年度は台風かれこれということで7,000人ぐらいですけど、平成29年度のほ

うの理由は説明があったんですけど、平成28年度というのは、これはどういうふうに分析されているのかというのが1点。

それから、これは私たちの記憶の範囲では、川を愛する週間で、河川清掃の現場に執行部のほうから、巡回じゃないけど、現場を見られて、結構チェックというか、やっていたようなことも過去あったんですけど、それはいつごろからおやめになったのか、今やっているのかということも含めてですね。選択的にやっているのか、一律にやめられたのか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

○堤河川砂防課長

平成28年度の秋の減少について、確かに平成28年度から平成29年度と同等の人数の減少がございます。現状の中で、そこまで河川清掃に影響するような天候はございませんでしたけれども、明確な分析というのができていません。ただ、秋の場合が運動会、地域のお祭りとか、結構行事も多くございます。その日程等の偶然なのか、それとも必然的に落ちてきたのかは、平成30年度の状況を見ながら改めて考えさせていただきたいと思っております。

続きまして、川を愛する週間の激励についてでございます。

○河川砂防課職員

川を愛する週間の激励訪問につきましては、昨年度、春も実施しておりまして、また今年度も、秋に地区を選ばせていただいて、3地区とか4地区とか選ばせていただいて訪問したいと考えております。以上でございます。

○福井委員

ということは、例えば、我々の地区あたりで、何となく感覚的に毎年来ていただいたような気もしていたんだが、あれはあくまで選択ということですか。つまり、今言われたように地区を3カ所か4カ所、それぐらいしか回れないんですか。

○堤河川砂防課長

春と秋とございまして、春の日曜日に、回数を分けて1日で3カ所か4カ所を回らせていただいており、2日か3日間行っておりますので、1回の川を愛する週間の活動の中で10カ所程度を回らせていただいております。

○福井委員

我々も別に絶対回れということはないんですけども、激励というか、いろんなことを含めてお見えになって、我々も直接、実はこうなんだよと、雁爪がちょっと曲がっているとか、ここはまだ砂を入れてほしいとか、いろんな現場での交流というか、意見を言えたりする。それから、高齢者の参加について、前回の委員会的时候に、年齢構成はどうかと聞かれて、そこは実はわかりませんということだったけど、激励でも参加されていれば、どれぐらいの高齢者数とか若手の参加状況というのは、少なくともそこで感覚的にわかりますよね。そういうのが、私はできればエリアも広げるか何かして、やっぱり現場との接

点を多くしていただくことは望ましいと思うんですけど、それが可能なかどうか。

○志満建設部長

福井委員がおっしゃっている件についてですが、河川清掃のときの巡回はずっと続けております。ただ、年に1回におさまった分もありますけれども、実際現場に行って、いろんな御相談も受けます。実際参加されている状況等も見ます。そこで実態を把握しながら、いろんな資材が必要だとか、道具をもっと貸してほしいとか、ここはもう茂って自分たちの手に負えないとか、そういうふうな生の声も聞きながら、そういう実態があるというのは直接把握に努めております。

今、委員からあったように、いろんな箇所を、三、四カ所ですけれども、全てが回れるわけじゃありませんけれども、そういうふうな主要な部分については回って地元の意見を聞くということは、これは広範囲にする必要があると我々も思っておりますので、今、委員から御提言があったような内容での巡回は、今後また努めていきたいと考えております。

○福井委員

もう一つ、決算の附帯決議を受けて、平成28年度からの予算額を8,000万円ちょっと上げられていますけど、この根拠がどうだったか、ちょっと確認の意味で。

○堤河川砂防課長

状況から申しますと、しゅんせつ、伐採等、特に河川清掃に関する要望等の取り残しというのが多くございました。次年度に持ち越したり、なかなか対応が難しかったりする部分もありましたので、その部分をなるべく拾い上げられるような金額に今はなっているかと考えております。

○福井委員

大体、予算額と決算額を見ると、予算をほとんど上回る、平成27年度は別として、大体決算のほうでは上回っていますよね。ということは、それだけ要望がかなり増加しているという現状だと思うんですけど。そういうことから考えてみると、この予算額では足りないんじゃないかなと、こういう懸念というか、予算までは話されないけれども、やっぱり要望がふえてきていると。結局、現場の要望というのは、高齢者とか若年層の不参加によって、結局これは市に頼むしかないというふうなことでお願いするケースがふえてきていると思います。件数的にいうと、やっぱりふえていますか。

○堤河川砂防課長

要望の件数でございますけれども、1ページの一番下に全体数をお示ししております。平成26年度の数字がちょっと異常値で、どういう形で調べたのかが確認できませんけれども、全体数を見ましても、確実に要望の件数としては多くなってきております。特に最近では、声として、高齢でなかなか対応ができなくなったと、これまでしていたけれども、川に入れる人間が少なくなってきたから、市のほうで対応をお願いしたいというお声はよく聞くところでございます。

○福井委員

8,000万円という予算額でおさまり得るかどうか、今の考えをお示しいただきたい。

○堤河川砂防課長

現状は、既決の予算の中で何とかやりくりはしております。ただ、今後も高齢化というのは当然進んでいくと思われまますので、河川清掃のあり方については、今後、いろんな形で考えていく必要があるかと思っております。

水対策市民会議という河川砂防課が事務局をしている組織で河川清掃の呼びかけ等を行っております。その河川清掃の今後のあり方について、特に高齢化を背景にした相談が多くありますので、今後のあり方に向けた検討を今年度から行っているところでございます。その中で実態把握を行い、今後の河川清掃のあり方についての具体的な取り組みを検討する中で、予算関係をどうしていくのかということまでも含めて検討し、平成31年度をめどに出していきたいというふうに考えているところでございます。

○志満建設部長

今、課長が言ったとおり、予算額8,000万円で全ての要望をその年度内にクリアするというのは不可能でございます。ただ、8,000万円の中で、地元からの要望があった際に、それを少しでも早い段階で対処すべく、少なくとも、その年度ないし次年度以内に対応すべく、今、努力をしております。

そういう中で、今回、平成27年の9月定例会で1回附帯決議をいただきまして、1,000万円ほど増額いたしました。今はその増額した金額で推移しております。ただ、どうしても足りないという部分にあっては、当然、現状の予算規模にかかわらず、実態を見ながら予算確保には努めていきたいと考えております。

また、実際の参加者につきましても、企業とか自治体職員以外の参加、また、学校等にお願ひしながら、若い方に行く行くは河川清掃を引き継いでもらうような啓発というか、啓蒙というか、教育等もしていただきながら、少しでもその減る数を少なくするように今後努めていくということで、今、鋭意我々も努力しております。以上でございます

○久米勝博委員長

ほかにございませんでしょうか。

○山田委員

地域からの要望のない対応について、河川ごみの回収ということで、河川ごみを回収することによって、どういうごみがあるかというのは把握できると思うんですね。例えば、水草の除去とか樹木の伐採というのは自然発生なのではないんですけれども、この河川ごみというのは、例えば、人が川に物を捨てたりとか自転車を捨てたりとか、そういうのはわかると思いますけれども、この5年間、そういう回収ごみの中で明らかに人が川に物を捨てているというようなものが減少しているのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○堤河川砂防課長

委員おっしゃるように、河川ごみについては自転車、あと大木とか、通常、人が捨てたか何らかの形で、故意か——じゃないにしても、流れ着いたごみの回収依頼でございます。

現状では、量について把握しておりません。申しわけありません。

○山田委員

実際、データとかとるのは難しいと思うんですけども、回収している中で、普通、人が明らかに捨てているというようなごみはわかりますよね。そういうのが感覚的にこの5年間で減りつつあるなというようなところはどうか。

○堤河川砂防課長

通報等は変わらないような状況であります。自転車とかは水位が下がったところにたまたま見つかる場合もございます。いつの段階で捨てられたかというのがよく確認できない場合もありますし、定期的な巡回を行う中で嘱託職員でも回収しておりますので、そういったごみにつきましては、数字上のカウント、報告書としては上がってまいりますけれども、その回数的なものについては集計等も行っておりませんので、全体数はあくまで私の感覚ではありますけれども、状況は変わっていないというふうに考えております。

○山田委員

やはり私は、川を愛する週間という事業は、川に物を捨てないとか、例えば、これはうちの近所の事例なんですけれども、風が吹いたりしたときに、クリークにごみが落ちるとか、そういうことを注意しましょうというのをうちの自治会ではやっているんですよ。やっぱりそういう川に物を捨てないということも、この事業の一つの目的だと思うんですよ。

だから、私はそういう啓発活動のためにも、企業とか若い人たち、特に中学生、小学生等も参加できるような取り組みをされているのかどうか、その点についてお示してください。

○堤河川砂防課長

確かに高齢化で参加者数が減っているということも一つございます。山田委員がおっしゃるように、川を愛する週間ですので、あくまで川に対する意識の高揚というか、醸成するようなことも一つの事業として非常に大事なことだと考えておりますので、まず、小・中学校につきましては、川を愛する週間ということで、川を愛する意識の醸成のためにポスター、標語を募集して、入賞作品を、川を愛する週間のポスターとして各学校等に配付して、張っていただいて啓蒙しているところでございます。

○山田委員

啓発活動のためのポスターとか、そういうものでは学校等に協力いただいているということですが、例えば、1日だけ学校周辺の河川のごみ清掃をしていただいて、川にこれだけごみがあると、クリークとかですね。だから、普通日常的に川とかクリークに物を捨てないとか、そういう啓発も必要だと思うんですけども、そういう活動はされているのか。

○堤河川砂防課長

学校では、そのような直接的な啓発は行っていません。今は道を歩いていても、川が背後にあるということを意識せず、なかなか水を見ないような生活をされているお子様、大人も含めてたくさんいらっしゃると思いますので、川というのを意識するような形でポスター、標語の募集もやっておりますし、川を愛する週間があるということを御父兄の皆様にもお伝えいただくような校内放送をあわせてお願いしているところでございます。

○久米勝博委員長

ほかございませんでしょうか。

○野中康弘委員

まず、統計的な参加人数の件ですけれども、あくまでもこれは4月とか10月の週間の期間内かなというふうに思っています。報告書の集計ということでしたので。当然、この前後も含めて期間をずらして、昔からうちは3月にしているとか、あるいは5月にしているというようなところもありますし、例えば、4月はごみ回収も道具配付も含めて多いから、うちは5月にずらしてしているというところなんかも当然あるわけですよ。そういった年間的な、この週間以外も含めた参加者数とか件数、そういった把握はできていますでしょうか。

○堤河川砂防課長

先ほどこの参加人数につきましては、川を愛する週間の報告書ということで申し上げました。特に昨年度の秋については、10月の5回のうち、後半の3回が台風と大雨で流れております。そういうこともありまして、参加人数が報告書としては上がっております。その後半に一部の方で河川清掃したとかいう御報告は受けておりますけれども、その都度、何名様ぐらいですかということで聞き取りすることは可能ですけれども、自発的にされている行為の中で、報告書をその都度求めるというのは非常に難しいところでございます。

ただ、可能な限り、これが必要最低数と、プラスほかの時期もございますので、そういう声の中で上がってきた人数については、極力集計に反映できるようにしていきたいと考えております。

○野中康弘委員

この件を聞いたのは、例えば、高齢者がふえて、もううちでできないようになったというところが出てきているのは、各校区もある程度わかっておるわけですね、いろんな会議とかいろんな情報を聞く中でですね。そういったときには、例えば、まち協の環境部会とか、そういった中で、あそこはできていないようだが、私たちと今度してみようかというような話なんかも出てきたりしているんですよ。

また、さっき学校の周辺というふうな話がありましたけれども、学校を使っている各種団体で、運動場とか体育館を使っている子ども会、PTAあるいは体協、あるいはスポーツの団体ですね、社会体育で使っている団体なんかが、5月、6月の時期にうちの校区なん

かではやっているんですけど。そういったのも、一方では川を愛する週間をやってきたことによって、やっぱり自分たちでしないといけないというところ、あそこができていないなら、自分たちでしじょうじゃないかというような動きもちょっと出てきているのも感じるんですよ。

ですから、確かに春と秋もあるでしょうけれども、当然、ほかの時期にもやっているというふうなところを何とか把握しながら、そういったところも含めてPRしていくというようなことも必要なと思います。当然、春と秋に周知しながら、市民で一斉にやっというふうなところも大事です。もちろん、当然それが一番でしょうけれども、それだけではないという部分も少し把握しながらやってみたらどうかということも聞いたところでありました。その辺、何か感じておられるところとかあれば。

○堤河川砂防課長

河川清掃の際に、清掃用具の貸し出し等で連絡がございます。その際に、人数等については把握に努めるように、実際、川を愛する週間以外でされる方が直接負担にならないように、それをしないといけないとかいうような負担にならない範囲で確認してまいりたいと思っております。

それともう一つ、水対策市民会議の今後のあり方の中で申しあげましたけれども、各まちづくり協議会等でそういった取り組みができるのであれば、そういったことも検討の一つに加えてまいりたいというふうに考えております。

○野中康弘委員

それから、若い人の対策ということもやりとりの中であつたんですけれども、大学生の動きで、環境フォーラムとかもあつていますので、佐大の周辺とかで大学生が何か動きをしているとか、そういうのは何かつかんでおられますか。

○堤河川砂防課長

佐賀大学生の一部グループの中で河川清掃に取り組みられているという事実は存じ上げておりますけれども、どのぐらいの人数で参加されたというところまでは把握しておりません。

○野中康弘委員

それから、子どもの話、学校の話も出ました。もちろん、水に親しむということで、水遊び場なんかもその一つかなとは思いますが。実際、子どもたちに川に入ってさらえと言うのもあれですけども、地域の方々がやっているよと、それを、川に入らなくても一緒にごみの運搬の手伝いとか、あるいは清掃があつているときの取材といいますか、見に来てもらう。それで、私たちも大人になったらこういうのをせんばよというのを子どもたちの時代から植えつけるというか、お父さんたちもやっているから、私も大人になったらせんばいかなねというところをつくるのが、先ほどの山田委員の意見も含めてでしょうけれども、あるのかなと思います。実際、そういった子どもの参加というのは幾らか把握されて

いますか。川で掃除するだけじゃなくてもですね。

○堤河川砂防課長

委員おっしゃるように、子どものころから川を愛する気持ちを醸成するために、多布施川の水遊び場、それと、小・中学校の標語、ポスター、それと、校内放送で地域の中で河川清掃がありますと、川を愛する週間がありますということ子どもたちにも聞いてもらいたいですし、その言葉をうちに帰って御父兄の皆様方にお伝えいただくということで、啓発をしているところでございます。

報告書の中には、小・中学生の参加者数の報告もお願いしております。一つの例として申しますと、平成29年度でございますけれども、全体数の参加者数が8万4,850人ということになっておりますけれども、小・中学生の参加者数については約3,000人ほどでございます。

○野中康弘委員

福井委員のほうからも御指摘がありましたけれども、平成29年度の秋の参加者は少なくなっている、この原因としては、台風と雨とか、悪天候ということでありましたけれども、平成29年度で結構ですので、高齢者並びに若年層が少ないということではありますが、割合的にはわかりますか。

○堤河川砂防課長

先日の委員会のおきにも申し上げましたが、年齢構成については、自治会の皆様方に御報告いただいている関係で、人数の把握をしておりません。子どもの参加者数と大人の参加者数ということで御報告いただいておりますので、その年代構成については把握しておりません。

○野中康弘委員

次に、地元の要望件数、平成29年、397件で、決算額は8,100万円ほどとありますけれども、まず、地元の要望件数の397件で、佐賀市の中の、例えば、北部、中部、南部と分けた場合に、その要望が今どういう割合なのか教えていただければと思います。

○堤河川砂防課長

件数で申し上げますと、河川砂防課の管内で259件、北部建設事務所の管内で22件、それと南部建設事務所の管内で116件、合わせて397件になっております。

○野中康弘委員

この要望件数の内訳の中で、予算が8,100万円と言いましたけれども、これも南部、中部、北部に分けた場合には、どういう執行がされているのかわかりますか。

○堤河川砂防課長

南部の分については、参加人数について、平成29年度は1万6,781人ですね。

先ほど、ちょっとこれは補足なんですけど、全体的に佐賀市の中で報告されましたけど、参加人数についても、南部のほうもこの統計のように下がってきております。しかし……

(発言する者あり)

予算ですか。8,000万円のうち1,200万円。

(「あとの地区はわかりますかね」と呼ぶ者あり)

ちょっと内訳を確認しますので、後ほど報告いたします。

○野中康弘委員

川を愛する週間の参加者、自治会等から、機器借上げの要望があったということでもありますけれども、機械を貸してほしいとか、そういう要望があったわけでしょう。

○堤河川砂防課長

スコップとか雁爪とか、いろんな機材ですね、そういったものの貸し出し依頼がございます。

○野中康弘委員

草刈り機とか、そういったとの要望とかなんとかはなかったですか。

○堤河川砂防課長

要望としてはございますけれども、現在、河川砂防課が所有しているもので、貸し出し用の草刈り機等ございません。

○久米勝博委員長

ほかございませんか。

○山口委員

この事業そのものは、いつから始まったか把握されていますか。

○河川砂防課職員

川を愛する週間につきましては、昭和56年の春からでありまして、ことしで第38回目を迎えております。以上です。

○山口委員

ほかの自治体もこういう取り組みをされているのか、昭和56年度からとおっしゃったのは、よっぽどのきっかけか何かあったんですか。

○堤河川砂防課長

声としては、河川、水路が大分汚れているということで、地域の中で声が上がってきたと聞いております。その中で、市民の方々が河川掃除をすると、行政側では道具の貸し出しと河川ごみの回収を行うということで、役割分担して現状に至っているというふうに聞いております。

また、他市の事例として、こういった取り組みについては、佐賀市のほうでは存じ上げていないところでございます。

○山口委員

はい、わかりました。そしたら、この資料によりますと、地元の要望件数と、それと裏面にあります決算額、これは完全にリンクした数字なのか。例えば、要望件数はこれだけ

上がっているけれども、実際、要望はあったけれども対応できていなかった件数などというのが入っているかどうか。

○堤河川砂防課長

あくまで要望件数につきましては、しゅんせつ、伐採だけではなく、木柵等の要望が出されることもございます。あと水路の整備等、なかなか市のほうで対応ができかねるもの、それと、部分的な対応だけで終わるもの等がありますので、直接的にリンクをしております。

○山口委員

詳しいデータは要りません。大体の感覚でいいです。8,100万円が決算額として上がっているんですけども、この397件のうちに、きちっとこの予算を使って対応できた件数、全く対応できていないというのは大体どれくらいかわかりますか。大体でいいです。

○堤河川砂防課長

しゅんせつ、水草等の除去等については、ほぼ処理ができているかと考えております。その他のものにつきまして、未処理の件数が平成29年度で23件ほどございます。

○久米勝博委員長

ほかございませんでしょうか。

○黒田委員

私、自治会長もしていますが、認識としては、大体5年をめぐりにしゅんせつするという基準等を聞いたような気がするんですけども、そういうのは今でもありますか。

○堤河川砂防課長

以前は5年に1回、3年に1回等をお願いしていたところでございます。現状では予算の許す範囲ではありますけれども、そのサイクルを短くして、なるべく要望の中で広範囲にわたる部分については、年次計画でしゅんせつ、伐採等をさせていただくようにお話をさせていただいているところでございます。

○黒田委員

自治会によっては、大変熱心な自治会長がおられて、市のほうに何回も来るところについては優先的にされているような気がする——そういうことを聞いたことがあるんですけども、大体、草というのは毎年伐採しなくてはいかんとところですけども、そういうのではないでしょうね。

○堤河川砂防課長

あくまで要望が上がった時点で現地の確認をいたしますので、その状況を見て判断しております。

○久米勝博委員長

ほかにごございませんでしょうか。

○川崎委員

1点だけ、認識度を聞きたいと思います。

先ほど山口委員が質問された、川を愛する週間は昭和56年から38年間ということで、河川が汚れているということから始まっていますが、合併する前も合併した後でも、川を愛する週間は本当に私も大事だと思うわけですよ。建設部として、どのような認識があるのか、どういうふうに入力していくのか。

佐賀市が合併して2,000キロメートルというような河川があるということで、いろいろ答弁を聞いているんですけど、山田委員も言われたようにごみの回収等、黒田委員が言われるように水草等、やっぱり川をきれいにしないといけない。最終的にどのようなごみが流れているんですか、ナイロン、ペットボトルの関係は答弁がなかったんですけど。一番大事なのは、豪雨などがあったときに、ある程度河川を清掃しとかんと、ペットボトル等々、河川をきれいにしとかんと、山から流木、ペットボトル、ナイロン、水草等々、最終的に有明海に流れるわけですよ。その中で、有明海の現状はどうかと言えば、ナイロン、ペットボトル等が、風向きによっては長崎県に行ったり、また佐賀県に来たり、熊本県に行ったり、いろいろ流れ込んで、最終的には沈んで、海底にナイロン等が付着して、稚貝が発生しない状況に今なっておるわけですよ。

それで、高齢者の参加者減少とか予算関係も出ているんですけど、一番大事なのがこの河川清掃、これに力を入れると同時に、やっぱり有明海の再生ということで、それに結びつくような方向で行っているのか、どのような認識であるのか。川を愛する週間について、根本的に市の考えがどうか、ただ河川だけのことを思っているのか、有明海のことも思っているのか、そのあたりの認識を聞きたいと思います。

○志満建設部長

確かに川を愛する週間というのは、泥土だらけだったまちなかの川を、市民の方が一緒になってとにかくきれいにしようやということで、いろんな団体のほうからの話もあったんですけども、昭和56年から三十数年間、取り組んでおります。

当然、自分たちの地域——もちろん、川の大切さ、大事さというのを再認識していただくということが強いその趣旨でございますけれども、美しいまちづくり、川をきれいにすることによって上流から下流まで、また、今、有明海という話もございましたけれども、例えば、川の通水、そういうふうな流れをきちっと確保することが、行く行くはそういう災害の発生を——災害自体が発生しても、その被害を軽くする、通水が川の本来の機能、役割を持つように、みんなで大切に取組もうと、そういうふうな意識づけというものもあるし、実際、ハード的にもそういうふうな効果があらわれていると思っております。

いずれにしましても、上流から下流まで水はつながっていますので、自分たちのきれいにするその意識が、行く行くは下流の地域の方にも恩恵をこうむるし、下流の方もそういうふうな水の大切さをまた上流の方にいろんな意識づけをしていただくことで、佐賀市全体としての水、川それぞれの持つ機能、役割を十分に果たすということにつながるとい

うことは、川を愛する週間のいろんな啓蒙の中でも、実際、周知を行っております。

ですから、地域コミュニティとして非常に重要な取り組み、類例がない、ほかの市町ではなかなか行っていないような大事なこの事業ですから、そういう意味も含めて、実際、野中康弘委員のほうからもありましたように、今回出した数字以上に、多分、地元の方が自発的に清掃していただいております。それにはもう随時年間を通して、我々もいろんな形で支援、サポート等させていただいておりますけれども、企業、また若い方、次世代につなげるように、この川を愛する週間については、我々も実態をきちっと見きわめながら、そのサポート、支援ができるように、先ほどの川崎委員が言ったことも十分把握しながら、意識を持って取り組んでいくということで努めております。今後もそうでございます。

○久米勝博委員長

ほかにごございませんでしょうか。

○村岡副委員長

どうしても川を愛する週間で、市民の皆さんに自治会等を中心にお手伝いいただいているという感覚だと思うんですけども、やっぱり皆さんが気にされているのは、高齢化が進んでいって、今までだったらできていたところができなくなってきたことだと思います。河川の広いところとか水路の深いところとか、危険でできないという声としての要望が私の肌感覚でも多くなっていると思うんです。

なので、市民の携わってもらう部分というのを残しつつも、しっかり行政とすみ分けをするような、これから先の見通しというのは立てていかなきゃいけないんじゃないかなというのが1点。

そういう部分では、例えば、ある一定の基準を設けて、川幅が何メートル以上だとか水路の深さが1メートルを超えるようなところというのは、市民の御協力を仰ぐのではなくて、その辺については行政でやるんだというような感じの方向性を打ち出すとか、何らかの形のすみ分けを検討していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてお考えはいかがでしょうか。

○堤河川砂防課長

御指摘のとおり、説明の中でも申し上げましたけれども、水路が広くて水深が深いということになると、胴長をはいて作業が必要になってくる。そうになると、高齢の方についてはなかなか河川清掃しづらいという状況はあります。意識の中ではそういったどこまでというすみ分けはあったほうがいいとは思っておりますけれども、自発的に取り組まれているところもございますので、予防の中では対応はしてまいりますけれども、今の段階でここまでの水路はしなくていいですよとかいう声かけまでは、行政のほうからはちょっと控えたいなというふうに考えております。

○久米勝博委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、建設部からの説明を終わります。

執行部の皆様は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○久米勝博委員長

それでは、環境部カラス対策経費について、執行部の説明を求めます。

◎環境部カラス対策経費について 説明

○久米勝博委員長

執行部から説明がありましたので、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。

○山田委員

この資料の3ページ目の(4)ですけど、農林水産部の取り組みということでお示しいただいているんですが、例えば、農林水産部と環境部と合同でカラス対策をやられているのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

合同ということでは実施しておりませんで、猟友会との委託契約については農林水産部のほうでされておりますし、実施等についても別々でやっているような現状でございます。

○山田委員

では、確認ですけれども、農林水産部と環境部と連携をとってやっている事業はないということですか、カラス対策については。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

先ほどの会議には一緒に出席いたしまして、お互いの——当然、会議以外でも情報交換は当然やっていますし、その会議の中で、県も含めた連携はできているかなと思っております。

○福井委員

今の3ページの(4)の農林水産部の取り組みの中で、カラスの駆除がそれぞれ、平成27年は952羽、平成28年は643羽、平成29年は664羽ですけど、このカラスの種類というのはわかりますか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

基本的には統計的なデータがないということでしたが、7月の強化月間の時期はハシボソとハシブト、11月の部分では約半数がミヤマガラスではないかというようなお話を聞いております。

○福井委員

ということは、要するに猟友会にお願いしているというのは、森林であるとか、あるいはまた田畑というか、この辺のところのカラスだと思うんですね。生息の状況からすると、恐らくそこはハシブト、ハシボソよりも、ミヤマガラスが圧倒的に多いですね。

ということは、その辺の割合というのは大体——ただ、月からすると、10月ぐらいからミヤマガラスが来るから、そういう点ではこの辺の数字がちょっとわかりにくい面もあるけど、その辺の情報というのはしっかり連携して対応していないと、今のところ、カラスということでは全部ひっくるめられているけど、前半の説明ではハシブト、ハシボソがあって、ミヤマガラスの被害というのが全体的に、はっきりしていない、ぼやけている。だけど、現実には市民生活は結構被害を受けているからですね。その辺のことについての事実関係というのはもっとしっかりすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

先ほど申し上げましたように、はっきりした、ミヤマガラスが何羽とれているというような統計がなされていないというようなこともありますので、今後そういった区別ができるような形で捕獲の実績なりを示してもらえるようお願いしたいなと思っております。

それと、先ほどミヤマガラスの部分はどうもという話でございますけれども、試験的な取り組みの中で、やはり中心的になるのは城内公園の10月以降、ミヤマガラスの対策としての追い払い方法というものを実証できればなと思っております。

○福井委員

ちなみに、今のところ、箱わなは全部、ハシブトとハシボソだけですよね。ということは、10月以降3月までの間で、ミヤマガラスはほとんど外に飛んでいってしまって、箱わな周辺には日中はいないということですね。そういう分析でいいんですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

一つの原因としては、ことし試しにやりたいんですけど、ミヤマガラスの何て言いましよう、おとりの部分がないもんで、おとりを箱わなに最初入れておいて、それに引きずられてくるとというのが箱わなのとり方なんですけど、ミヤマガラスを中に入り切れていないんで、ミヤマガラスが入らないというのも一つの原因ではなかろうかなということで、ことしは何かミヤマガラスを生きたまま、おとりとして入れるということを実験的にやればなということを考えています。ただ、ミヤマガラスのほうはなかなか入りにくいという話も聞きますので、それをしたからといって結果が出るかどうかはよくわかりません。

○環境政策課生活環境係長

先ほどの答弁にちょっと加えさせていただきまして、ミヤマガラスについては、箱わなを設置させていただいている旧清掃センター、あの近くにも秋になればやってくるということを補足させていただきます。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

済みません、データの中身をよく見たつもりでしたけれども、旧清掃センターのほうで、ことしやった分の数字の月数がずれておりました。7月までが185羽でございまして、8月までをトータルしますと、263羽が旧清掃センターで5カ月間でとれたということで、ほかのところは1基あたり30羽弱ぐらいしかとれないところが、今の平均263羽を5カ月です

から、結構な数がとれているということでは、正確なものかなと思っております。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうか。

○黒田委員

このカラス対策については、昨年も実は提言いたしたわけですがけれども、年間1,000羽捕獲したいという計画をなされておりますが、現に、実情を言うとカラス自体がふえているんですよ。だから、ここで達成に向けて努力していきたいという答弁をされていますが、その目標値についての検討、さっきの報告ではとれているのが九百幾らやったと思うが、もう少し目標の設定について見直す考えはなかったんでしょうかね。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

今、目標としている1,000羽で足りるか、もっと大きな目標をというような御意見ということでしょうか。まずは、1,000羽をということで、ことしもう一基ふやして5基でやります。それで、1,000羽以上の捕獲をして、なお、今回10月の調査の部分でふえるようなことがあれば、もう少しその部分は検討していく必要はあろうかなと思います。

○黒田委員

1基ふやしたからといって——今、4基ですかね。平均して250ぐらいとれているということあれば、市民生活にこんなふうには支障を来している現状にあるし、カラスがふえている現状にあるならば、それは1基であれ、2基であれ、3基であれ、もう少し実効性のあるふやし方をすべきではないかなと思うがいかがですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

1基ずつじゃなくて、もっと一気にふやしたほうがいいんじゃないかというような御意見になるのでしょうか。ただ、今回大きな被害とかふん害ということをいろいろお聞きしていく中で、やはりミヤマガラスが来た時期の城内における被害ということが最大の生活支障かなと思っております。

そういったところから考えていくと、ハシブト、ハシボソガラスしか今とれていない箱わなを強化することがどれだけの効果、その被害状況といいましょうか、市民の生活の支障の部分での効果というのはどうかと言ってしまうといけませんけれども、それよりも、ミヤマガラスがいる城内公園に対する追い払いなり、来ないように方策というのが重要なかなと。当然、箱わなで今回、1,000羽を目標に増基していますので、何とかとれるように努力はしたいと思っています。

○黒田委員

追い払うと、どこかに行くんですよ。正直言いますと、カラスを減らすというのは捕獲しかないんですよ。話によると、この前、タカを使ったときに、周辺に飛んでいっているわけですよ。これは何の解決方法にもなっていないんです。そこだけはいいいとしても。

そうすると、捕獲して数字を減らす努力をしないといかんということですので、今言わ

れたように、ミヤマガラスを箱の中に入れていないので入らないというようなことであれば、それは1基であれ2基であれ早くして見てほしい。これは待たなしの状況だから、そういう対策をずっと練っていかないと、一方ではふえていく、そういう状態であるなら、これは解決方法にはならないというふうに思うとですよ。

だから、そういった対策をね、私は、委員会でも言いましたようなプロジェクトを組んで真剣に取り組むんだというものを示さないと。話によると、農林水産部ともちょこちょこ対応はしているけれども、きちっとプロジェクトを組んで、どうしようというような支援の元で真剣に取り組んでいかないといかんじゃなかろうかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○喜多環境部長

動物愛護と、それから、市民の生活環境とのせめぎ合いのところで、私たちが非常に苦慮しているところです。おっしゃるとおり、箱わなが有効という部分ではやっぱりふやす努力も、予算獲得に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

それと、ミヤマガラスにつきましては、ねぐらの中に入る前に、電柱、電線に1回とまって、それから樹木の中に入っていくという行動をとりますので、当然、城内なり、ほかのところにしても、カラスがねぐらを嫌うようなことを考えていかんといかんかなと。

それにはやはり、先ほど副部長も言いましたように、県の管理者ですね、公園管理者、それから、施設の管理者と協力して、ねぐらにさせない努力、それから、周りの電線のところでは、やはり九電と協力し合って、とまらない、とまりにくい措置もお願いしていかなければならないというふうに思っています。

そういうのを総合的にやっていくということで、何とか減らすという形で考えておまして、例えば今、この周辺にいるカラスの数を圧倒的に減らしていいのかというのは、生物多様性の問題からいいますと、カラスも生物界の中では、最終的に死骸を処理する役回りもあつたりしますので、そのバランスを見ながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○黒田委員

恐らくそこに行き着いて、法的な問題とか、そういう愛護団体とかがあっても、一方では、やっぱり被害というか、威嚇までされている状況なんですよ。やっぱり市民生活が脅かされているわけですよ。そこは割り切るといえるか、本当に取り組もうとするならば、県も入れて対策室をつくってやっていかないと、これはやっぱり減りませんよ。市だけの問題ではないと、管理者の問題もありますから、できないところもあるというふうに思いますから、そこはぜひ強く、そういうのを含めて、やはり市の姿勢として、県に対して働きかけていかないと、カラスについては多くの苦情が私たちにも来ております。

そういうことで、市民みんなが納得できるシステムを構築すべきじゃないかなというふうに――というのは、これは恐らく3年目かな、これまでに2回で、今度が提言するのが3

回目です。やっぱりそれだけ困っているわけですよ。そういったことをやっぱり考える必要があるのではないかと思うが、いかがでしょうか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

体制の件については検討させていただきたいと思います。

ただ、今想定している追い払いの話ですけれども、やはりお金のかかることでございますので、そういった部分のことを、今度、鷹匠と別のやり方をやって、あと、もう一つ言われているように、周辺に行ったときにまた困るじゃないかと、困ったらその部分を何とか対策をしていかないと、追い払っても一緒——一緒というか、二度とできないことになってしまいますので、そこまで追いかけていって、とことん行くような形のやり方を十分に検討した上で、実証実験なりさせていただければなと思っております。

当然、地域の皆さん、自治会の皆さん方の協力をいただきながら、そういった追い払いの大もとで大きくやることと地域で小さなこととしてやることの両方を重ねていってやればなと思っております。

○福井委員

今、黒田委員が言われた、特に10月から来るミヤマガラスの影響という部分で、例えば、今も答弁の中にもありましたが、やっぱり関係者との連携というのが必要になってくると。九電とか、それから、先進地での、いわゆるビルの屋上やごみ集積場でのテグスによる追い払い云々ということもあって、九電あたりですと、先進的に例えば北水ヶ江あたりでお願いしたときは、電線の上に細いテグスを張るというので、あれが150メートルか200メートルで100万円ぐらいですもんね。九電にお願いしたときは、そんな高い金額じゃできないが、限定的にということで協力はいただいたけど、恐らく全市——全市というより、中心部でやるとすると、やっぱり数千万円の金額ということは当然出てくるので、その辺は試算しながら、きちんと対応していくということと、耐用年数がどうなのか。数年たつと、またなれてきてしまって、同じようになるみたいなことも含めて、結構そういう問題があるような気がするんですけど、その辺まで話を詰めているのか、ただ、お互い協力しましょうねという段階なのか。

そして、今、県庁の上なんか、時期になるとふんだらけですよ。だから、雨水で全部流されているかもしれんけど、それでもってといが詰まってしまって、そのために清掃費とか、いろんなことでお金がかかるとすれば、事前の対策というのは必要になってくるだろうと。その辺のことは、現実に今までされてきたのかどうか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

先ほどのビルにテグスをするとか巣を置くということで、1回は県庁に打診しておりますけれども、なかなかいい返事はいただけておりません。そういったところの対策がどうしても必要だということを重ねてお願いしてしていかないといけないかなというところで、城内の県庁あるいは図書館にテグスをするだけでも大分違うのではなからうかという感覚

でお話はさせていただいています。当然、まだこれからも会議は続きますので、そういった中で、そういったお話、具体的なものとして御理解いただけるような努力をしていければなと思います。

○福井委員

ですから、県も含めて、それから、先ほどの農林水産部のほうの猟友会との絡みで、具体的にどういう実績なのかという問題とか、あるいは建設部の道路課あたりでもって出てくるいろんな道路周辺の汚染の問題、こういうものを含めて、やっぱり環境部だけじゃなくて、市役所の中でもそういう横断的な動き方をやっていくべきだと思うんですけど、その辺の考え方はどうですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

改めてそういった協議会をつくるとかいうことも必要かどうかはまた検討しますけれども、なくてもやはり庁内におりますので、連携した会議なり、今回のご指摘を受けて、改めて一度お話し合いをしたいなと思います。

○久米勝博委員長

ほかに。

○山田委員

勉強不足で済みません。教えてください。ミヤマガラスですね、これは結局渡りカラスですよね。卵を産んでひながかえるというのは、こっちのほうでですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

中国とロシアの国境ら辺がどうも繁殖地らしいそうです。

○山田委員

それがこちらのほうで巣をつくって、そこで卵を産んでひなにかえるということは、ミヤマガラスに関してはないですね。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

ないようです。

○山田委員

それと、資料の1ページ目の駆除の法的根拠なんですけど、鳥獣の保護等で鳥類の卵の採取等というところがありますけれども、佐賀市で把握されているところで、実際どのくらい卵を駆除しているのかどうか、ここを把握されておるのかお示しいただきたい。

○環境政策課副課長兼温暖化対策室長

どのくらい駆除しているのかという形ではなくて、私どものほうでこのくらいの数を駆除させてくださいということで許可をとっている形になります。

○山田委員

そういうことを今までやられたことがあるのかどうか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

そういったことで、毎年、きちんと計画を立てて申請して、許可をいただいております。

○山田委員

この間、卵、ひなの駆除の数をお示しいただいたんですけども、それがその数ということで理解してよろしいですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

それは現実的に駆除した実績がこれでございます、計画の数字がそれだったということではございません。

○山田委員

駆除をこれだけやりたいということをもまず申請するわけですよ。それを、例えばここ三、四年ですね、実際その申請をどのぐらい、例えば、卵を何個、ひなを何羽駆除したいという数字を出されたのか、それをお示しいただきたいと思います。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

今、手元に数字がないので、至急取り寄せさせます。

○久米勝博委員長

山田委員、資料でいいですか。

○山田委員

これをやるときに、こういう質問が出ることは想定されると思うんですよ。だから、こういうのは一々取りに行かなくても、やっぱり用意していただきたいと思います。

○久米勝博委員長

ほかはないでしょうか。

○村岡副委員長

確認なんですけれども、先ほど黒田委員の発言の中で、カラスの個体数ですね、どこまでやっていいのかという発言で生態系のことを触れられたと思うんですけども、逆に、今の佐賀市の中でカラスの生息数、どれくらいが適正かというのは——何で聞くかという、結局、生態系が変わっているからいろいろ被害が出ているのであって、変わっているのであれば、もとの適正な個体数に戻すというのが対策の根本的なところじゃないかなと思うんです。

なので、毎年、1,000羽ずつとりますといっても、数がふえている以上、全体の数がふえているわけですから、適正な数というところに目標値を定めて個体数を減らしていくというふうな対策でないという意味がないんじゃないかなというふうに先ほどの答弁を聞いていて思ったんですけど。まず、どの辺が適正なのかというような数が示せるのか、また、そういう研究をされているのか、お伺いいたしたいと思います。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

以前にも委員会のほうからそういった御指摘はあって、適正ということでの文献とかいろいろ探しておりますけれども、なかなかそういった数字が出せるようなものは難しいよ

うです。

東京の話に飛んでしまいますけれども、東京のほうがある程度のおときには苦情はなかったけれども、それからどっとふえたらいかんという話だから、この苦情がなかった時代が適正だろうと、そういう数字を持っているみたいですが、しかし、うちの場合にはその分の数字がないものですから、まずは3,700羽を目標に減らすことで、その時点で苦情なり問題がなくなれば、それが適正な数字という判断もできましようし、なお、もっと問題があれば、もっと下げるような形での計画に変更していくようなことになるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○村岡副委員長

というふうな基準として考えを持たれているのであれば、先ほど黒田委員がおっしゃいましたけど、目標をどういうふうにするのかといったところを毎年1,000羽で設定しているというのはつじつまが合わないというか、道理に合わないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点いかがですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

まずは実績の1,000羽を到達した上での話かなと思います。今、まだ800羽、700羽ぐらいしかとれていませんので、実際に1,000羽をとって、実数がまだふえていくとなれば、やはり1,200羽、1,300羽、1,500羽というふうにとっていく数をふやす必要もまた検討しないかなかなと思います。

○村岡副委員長

検討しないかなかなではなくて、現実、対策をとってきてもふえてきているという実績が出ているわけですよ。なので、今のままで1,000羽頭打ちであれば、別の方法プラス幾つでもやって、1,200羽、1,300羽というのを達成できるような方法をとらなければならぬなど。そういう部分では、箱わなの実績がふえているのであれば、基数をふやすというのは道理にかなった対策だと思いますので、そういった点の対策を進めていくというふうな考えに持っていけないといけません。いつまでたっても、たくさんとれましたけどたくさんふえましたじゃどうしようもないので、やはり個体数という部分について、もうちょっと執着を持った考えを持たれたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

今回、5基にします。5基の成果を見た上で、箱わな数をふやすふやさないの検討をしたいなと思います。いかがでしょうか。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうか。

○黒田委員

先進地視察の中で、10基あると書いてあるもんね。それがどのくらい効果があったのか、

それはわかりますか。

(発言する者あり)

○川崎委員

4点目の農林水産部の取り組み、これに関して質問いいでしょうかね。

駆除関係の数字が上がっているんですが、猟友会等の対策ですね。全市域で実施したということで、場所の主なところ、どの辺なのか。カラスを駆除したときの処分はどうしているのか、その点をお願いします。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

データとしてもらっている部分では、全域——旧市、諸富、大和、富士、三瀬、川副、東与賀、久保田、それぞれ捕獲はされているようです。多いのは川副、久保田が若干多いぐらいの数字、それと、面積が旧市の区分がされていないデータですので、旧市の内容はよくわかりません。

○川崎委員

農林水産部の関係ですから、ある程度これも把握しているだろうと思うんですけどね。

一番大事なのは、私も猟友会のメンバーを知っているんですけど、何だかんだ言っても、早く撃ったほうが一番いいというのが猟友会の考えだと思います。今、この猟友会でこれだけの駆除をしていますが、予算関係はどうなっていますか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

今現在は農林の予算だけでされています。おっしゃるようなことも検討していくべきじゃないかということを検討中です。お金を出してでもそういう対応をするというのも、手段としてはあり得るのかなとは思いますが。

○川崎委員

今、黒田委員も言われたように、やっぱり環境部ばかりじゃなくて、いろんな連携、農林水産、県あたりとプロジェクトを組んで、何だかんだ言っても、撃ったほうが一番いいというのが世の中の流れなもので。

それで、この猟友会等の予算を御存じであれば。駆除関係の予算ですね。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

今現在把握できておりませんが、お急ぎであれば確認させますが。

(「後でいいです」と呼ぶ者あり)

○環境政策課副課長兼温暖化対策室長

先ほどの富山市の平成29年度の捕獲実績ですけれども、1,783羽、箱わなに10基によって捕獲されております。

○久米勝博委員長

もう一つ、山田委員から質問があったのはわかりましたか。

○環境政策課副課長兼温暖化対策室長

そちらは農林水産課のほうに確認してから報告いたします。

(発言する者あり)

今、調査中でございます。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうかね。

○野中康弘委員

ひなとか巣の捕獲状況なんですけれども、私も近くで、ここ3年ほど捕獲をお願いしてとってもらった経過があります。その数字なんかも入っているのかなと思うんですけど、年度的に見てみると増減がありますよね。やはり通報があつての捕獲というのが基本ですか。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

基本的には、通報があつた部分が基本です。本来的には4月から7月が繁殖期と考えられていたものが、平成28年度はどういうわけか、平成29年3月に結構数が多かったということで、平成28年度の実績が多くなっているんじゃないかなろうかと、そういう推測をします—推計といいたいでしょうか。平成29年度の分に本来来るのが平成28年度に回って、平成28年度がよほどあつたような形になっているんじゃないかなというような話もあっています。

それともう一つが、卵の数が減っていますけれども、卵もあつたからといって、はい、わかりましたとすぐ行くよりも、ひなになるのを待って、ひなになった後にとつたほうが効果が高いというような判断で、卵をとるのが減っているということのようです。

要は、卵がある間は次のやつが来ないけれども、あんまり早くとると次の卵を産みつけたり、ほかのカラスが来たりして、また同じようなことをしないといかんということです。じゃ、巣も撤去すればいいじゃないかと。巣を撤去しても、同じところにまた同じシーズンに巣をつくるということが経験的に出てきて、ここはひなになるまでじっと我慢して、ひなになったところで捕獲したほうが効果が高いということで、そういう意味での平成29年度も若干減ってきたのかなというのはあるようでございます。

○野中康弘委員

そういうふうなこともあるかもしれませんが。ただ、毎年同じところにここ3年ほどつくて、ちょっとお世話になっているところなんですけれども。やはり何か条件として、この木とか場所がいいというふうな習性とかですよ。ほかの、私のところ以外でも、こちら辺が多いとか、この木が多いとか、そういうふうな習性というのは傾向がありますか。

○環境政策課生活環境係長

カラスの巣づくりについては、なるべく高さが高いところとか、雨がよけられるようなところとか、そういったところにつくっている傾向があるようです。

○野中康弘委員

例えば、毎年同じだけれども、毎年とっていたら、何年かすればつくらないようになる

とか、そういうふうなことはないですか。

○環境政策課生活環境係長

私の経験の中での説明なんですけれども、昨年度とったところも、そのとったところの上にまたつくるという習性が、やっぱりカラスも学習しますので、昨年ここでとられたので、もうちょっと上につくろうというような行動をとっている事例がありました。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうか。

○環境政策課副課長兼温暖化対策室長

済みません。先ほど山田委員からの御質問の中で、鳥獣の捕獲等の許可の申請につきましては、平成29年度で、カラスの卵につきましては300個、ひなに関しても300羽で申請しています。

○山田委員

今の野中康弘委員の質問に対して、申請があったときにひなとか卵の駆除をしているということなんですね。今の御答弁ですね。申請を卵300個、ひなを300羽駆除していいですかという許可申請をしたわけですよね。それはとっていいですよという許可はもらっているんですか。

○環境政策課生活環境係長

許可はいただいております。

○山田委員

これの申請をしているならば、今、再三出ているように、カラスの個体を減らすことなんですよ。当然、成鳥になって捕獲するのもそうなんですね。その前段階でなくすということも、1つですね。申請して、通報とか要望があったときに駆除している。この申請に対して、駆除の行動をしていないということになるんじゃないですかね。認識はいかがでしょうか。

要は、ひなを300羽、卵を300個駆除していいですかと申請したわけですよね。それで、駆除していいですよと許可があったわけですよね。だから、私の認識としては、であるならば、個体を減らすために巣を発見して、そういう駆除する努力をしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。それはやられていないということですね。

○成富環境部副部長兼環境政策課長

確かに現在、私どもは全体の数を減らすためにカラスの駆除に取り組んでおりますけれども、巣の撤去、卵の捕獲、ひなの捕獲につきましては、基本的に市民の方を危険から守るために開始したような事業でございまして、農業振興課で許可いただいている分につきましては、300とりますからお願いしますというような捕獲計画というよりは、市民の方からそういった御相談があつて、その数まで行ってオーバーしてとれませんよとなるのを防ぐために、ある程度多い数で申請して許可をいただいている状況であることを御理解く

ださい。

○久米勝博委員

ほかございませんでしょうか。

○平原委員

個体数の件ですが、富山のほうの実績といたしますか、取り組み等ですね、先進地視察をされたということで、今、富山のホームページを開いて見ていたんですけども、富山については平成18年度から捕獲対策を、平成21年度には追い払い対策を行ったということで、毎年、大体6,000羽程度で横ばいになっていたと。1,600羽から1,700羽を捕獲していて、平成28年度では3,300まで減少しましたという実績があるわけですね。

ということは、先ほど言われましたように、捕獲する、申請する数字をもっとふやしていかないと個体数の減少にはつながらないというふうに思うわけですけども、その辺いかがですか。

○喜多環境部長

富山市の場合はミヤマガラスがほとんど来ていないということです。ですから、佐賀市としても、箱わなでハシブト、ハシボソを着実にとっていくということで進めさせていただいて、ミヤマの対策は追い払いにするか近づかないようにするか、そういうところが肝になってくるかというふうに考えております。

○久米勝博委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、統廃合したごみ処理施設の運営について執行部の説明を求めます。

◎統廃合したごみ処理施設の運営について 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。

○黒田委員

今の説明からすると。平成31年度の後半ぐらいから県の許可が出て、廃止届を出して、その後、解体するなりできるというスケジュールですかね。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

先ほど説明しましたとおり、あと、委員が今発言されたように、うまくいけばというか、今のところ問題ないということは説明しておりますので、県と協議して、早ければ平成31年度、県との協議が長引けば翌年度以降にずれ込む可能性もあると思いますが、一応、予定しております。

○久米勝博委員長

ほかないですか。

○山田委員

この資料の2番の施設の維持管理コストの推移なんですけど、平成29年度でいいんですけども、管理運営費がそれぞれ示されて、水処理委託料が示されていますが、その差額ですね、例えば、川副・東与賀清掃センターの場合は1,000万円に対して680万円、その差額というか、その費用は何でしょうか。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

あとは光熱水費が主ですね。電気使用料とか水道代、あと、水質検査とかモニタリングの委託費用等がほとんどで、あとはそれぞれの消耗品とか修繕費、年度によって変わるんですけど、それが主な費用となっております。

○山田委員

例えば、川副・東与賀清掃センターに関しては、持ち込みごみもありますよね。持ち込みごみの部分で、あそこには嘱託職員の方もいらっしゃいます。それに関する費用、持ち込みごみの件に関してですね、持ち込みごみの料金、入る料金ですね、それと人件費、これがどうなっているのかですね。これは、この案件に関係ありますか。ちょっとわからないけど。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

川副にある南部中継所のことを言われているかなと思いますが、それは南部中継所の費用ということで別個になっておりますので、これはあくまでも現状の水処理施設等の維持管理費ということではしております。

○山田委員

これの分とは別個の事業ということですね。わかりました。

○久米勝博委員長

ほかに。

○山口委員

今のコストに絡むことなんですけど、例えば、平成29年度で結構です。水処理委託料、この委託料というのが実際どういうものなのか。クリーンセンター大和の場合は、河川に放出することができないから運搬していたと。そのほか、富士だとか川副・東与賀というのは、これは河川に放流しているんですかね。

そしたら、この水処理の委託料というのが、割合的に見ると、あんまり変わらないような感じに見受けるんですけど、その内容はどうなっているんでしょうか。

○循環型社会推進課職員

まず、クリーンセンター大和のほうなんですけど、主に水処理の委託料としましては、水処理施設の運転に要する人件費、あと、水処理をした処理水を佐賀市の清掃工場の下水調整槽ですね、下水に放流するための調整槽のほうに投入しているんですけど、その運搬費ですね、そのところが非常に多くかかっております。

富士と川副に関しましては、先ほどクリーンセンター大和でも申し上げたように、水処理施設の運転と軽微な修理、そういったものに主に使われております。そういった人件費がメインです。

○山口委員

今回、この分を取り上げた理由としましては、もう使わなくなっているけれども、これまでそれなりの年間の維持費というのが毎年同じぐらいずっと上がってきていたということが1つやっぱりネックにあるわけですね。それで、裏のほうの3番の今後の経過、終了後の経過等についてということでスケジュールを示していらっしゃいますが、富士クリーンセンター、川副・東与賀センターに関しましては、もう埋め立て終了届け出を提出して、現状ではモニタリングに入っている状況ですね。ということになれば、平成29年度までかかっていたこの管理費、運営費というのが、平成30年度以降は大分下がってくるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

維持管理費の推移になりますが、これは1ページ目をお願いします。平成29年度と平成28年度を比べていただくようお願いしたいんですが、現状、モニタリングとか維持管理費用につきましては、ある程度、県との協議が終わるまでは、これくらいの費用がかかっているのかなと考えております。

○山口委員

ということは、もう埋立終了届け出を提出していらっしゃいますけれども、これでいくと平成31年の上半期ぐらいまで、モニタリングが完全に終わるまでというのは、これまでかかっていたぐらいの経費は今後もかかっていくという認識でよろしいのでしょうか。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

基本的にはそういう考えになります。あと、埋立終了届けも、ここには検討としてありますが、当然、出して、県がオーケーしてすぐとまるのか、あと、しばらくしてくださいとなるかは今後の協議の内容によると考えております。以上です。

○久米勝博委員長

ほかにないですか。

○平原委員

クリーンセンター大和の塩分濃度の問題ですが、現在、どれくらいの濃度なのか、その濃度の低下について、今後どれだけの期間を要するのか、この提出するに当たってですね。その辺の見込みはいかがですか。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

現在といたしますか、平成28年、平成29年も含めて、塩化物イオン濃度は500 p p m前後を推移しております。平成30年度も見ましたところ、8月時点でも400 p p m前後というか、400 p p mをちょっと上回ったような推移をしております。ただ、これも天候と、あと雨

量とか、はかるタイミングで多少増減すると思いますが、あと、大和の施設の問題で放流していなかったために、内部循環していましたもので、その分がやはり高く出ているのがまだ減少できないのかなという推測をしております。

○平原委員

今でも400 p p mあるということですが、これが幾らぐらいまで下がったらいいのか、200 p p mぐらいまで下がればいいのか。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

今おっしゃったように、水道の基準でいうと、大体200 p p mぐらいまでをめどに私もは考えております。あと、稲作等に影響が出るというのが500 p p mぐらいと言われていまして、現状それから少しは下がっているんですが、やはり200 p p mぐらいをめどにということを考えております。

○平原委員

おおむね1年間でどれだけ下がるんですかね。

○渡島環境部副理事兼循環型社会推進課長

これは年度によってもちょっと違うんですが、ここ数年はほぼ横ばいというのが実情です。多少下がったりもするんですけどね。

○循環型社会推進課職員

埋め立て終了する前の年度の平成24年度が、もともと3,000 p p mぐらいありました。その前はそれ以上あった年もあります。といいますのが、なぜそもそもこの塩化物イオンが大和で高く出ているのかといいますと、浸出水ですね——浸出水といいますのは、埋立地の焼却灰等を雨水がしみ込んでいって、しみ出てきた水なんですけど、先ほど最初に説明がありましたとおり、地元との協定で、この処理した水を河川に放流するなという協定がございました。

その水は結局どうしていたかといいますと、焼却施設がまだ稼働中に、焼却炉の中に炉内の温度の調整用として水を噴霧していました。その水が全てを処理できるわけではございませんので、余った水というのを、また最終処分場のほうに捨てていたわけですね。そういうサイクルをずっと繰り返していたせいで、結局、焼却灰の中を通過することで塩分がふえて、それで、ずっと累積していった結果、非常に高い塩化物イオン濃度が出てきたという状況でした。

それから徐々に下がってきまして、先ほど申し上げた3,000 p p mといいますのは平成24年4月ですね。翌年の平成25年4月で1,400 p p mまで落ちています。さらに翌年の平成26年4月で500 p p mから600 p p mぐらいまで落ちています。その翌年、平成27年が400 p p mぐらいですね。平成28年が330 p p m、ここは400 p p mと、ここら辺ちょっと行ったり来たりしているんですが、こういう状況で、結局、グラフ的には徐々にこう、多少の波はあるんですが、全体としては一定の割合で下がってきています。

この曲線から推定した場合、何年とはっきり申し上げにくいんですが、これから極端にまたふえるということはちょっと考えにくいかなと。といいますのは、結局、雨水ですつと塩化物イオンというのが洗い流されているという感じなので、新たに生成される塩化物イオンというのはございませんで、減る一方でございます。だから、何十年とかそういう単位でかかるといったことはあり得ないと思いたしますが、いましばらく状況を確認して見ているところでございます。以上です。

○平原委員

この塩分濃度が、今後10年間とか、そういうふうな期間まで要しないだろうというようなことであるけれども、この塩分濃度を低下させるがための方法といいますか、そういうのは何かお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○循環型社会推進課職員

基本的に、そのほかの有害物質ですとか重金属類ですとか、そういったものは現在稼働中の水処理施設で全て除去できます。この塩化物イオンだけが処理できないです。これを処理するための何か装置がないかというのは検討しました。調べた結果、機械自体だけでも数億円、非常に高額な機械を設置しなければならないということで、それもどのくらいかかるかわからないということがありまして、コスト的に非常にお金がかかるということで、ほかの自治体でどういうふうにされているかというのと、やはり雨水ですね、それで洗い流して、だんだん減っていくのを待つというのが一般的ということなので、この最終処分場に関しても同様の手だてを行っているところでございます。

○久米勝博委員長

ほかないですか。

○環境政策課生活環境係長

先ほどお尋ねのあった農業振興課で実施しているカラス駆除関係の予算の件でございませけれども、農業振興課のほうの有害鳥獣の鳥類については、年間385万円程度の予算で対応しているということで聞いております。以上です。

○久米勝博委員長

ほかないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですので、環境部からの説明を終わります。

執行部の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

積み残しの河川の予算の内訳をお願いします。

○堤河川砂防課長

先ほどの平原議員からありました決算額に対する各事務所の対応の予算について御説明

申し上げます。

平成29年度で申しますと、南部建設事務所が1,127万3,000円となっております。河川砂防課のほうで6,994万円、この金額が決算額の8,121万3,000円となっております。北部建設事務所につきましては、先ほど要望件数22件ということで申し上げましたけれども、そのうちの6件がしゅんせつ伐採事業でありまして、北部建設事務所の場合が地域性で水路形態も違うこともあり、河川浄化対策事業の委託料の一部で対応しております。金額については、111万1,000円でございます。以上でございます。

○久米勝博委員長

執行部の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

それでは、意見・提言を行う案件に対する各委員の意見を伺わなければいけないんですけども、まだちょっと時間がかかりますから、ここで休憩して、13時15分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

◎午後0時08分～午後1時15分 休憩

○久米勝博委員長

おそろいですので、ちょっと時間は早いんですけど、ただいまから意見・提言を行う案件に対する各委員の意見を伺う委員間討議を行いたいと思います。

現時点で提言・意見を行う案件の候補につきましては、本日説明を受けました河川浄化対策事業について、カラス対策経費について、統廃合したごみ処理施設の運営について、以上の3件となっております。これらの案件候補について、案件ごとに各委員の意見を伺いたいと思います。まず1番に河川浄化対策事業について、委員ごとに意見・提言を行う必要性、理由・背景と、そして、案件に対する意見・提言をお伺いしたいと思います。全委員から伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○久米勝博委員長

討議の結果、意見・提言を行うべきものは、河川浄化対策事業について、カラス対策経費についての2件となりました。この2件について、委員の皆様方の意見をまた次回の委員会でたたき台をお示しして討議を行い、案件の名称、意見・提言を行うという背景、案件に対する意見・提言などの内容を確定したいと思います。

次回の委員会は9月11日火曜日午前10時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

これで本日の建設環境委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。